

# 都市計画用途地域および建築基準法22条区域の見直しについて住民説明会を開催します

市では、都市計画用途地域(※1)および建築基準法第22条区域(※2)の見直しを計画しており、下記の日程で説明会を開催しますので、ご都合の良い会場においでください。

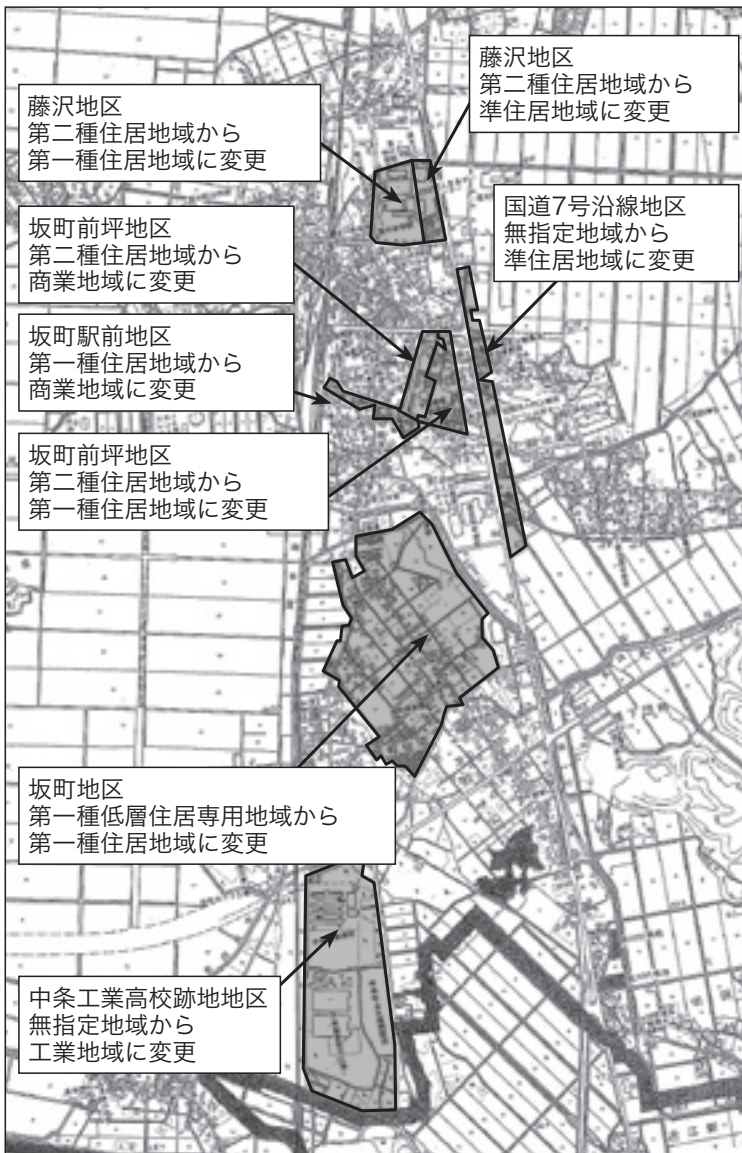
## 【日時および会場】

- ・ 11月11日(水) 勤労青少年ホーム(22条区域の説明のみ)
- ・ 11月12日(木) 村上市役所荒川支所
- ・ 11月13日(金) 坂町ふれあいセンター

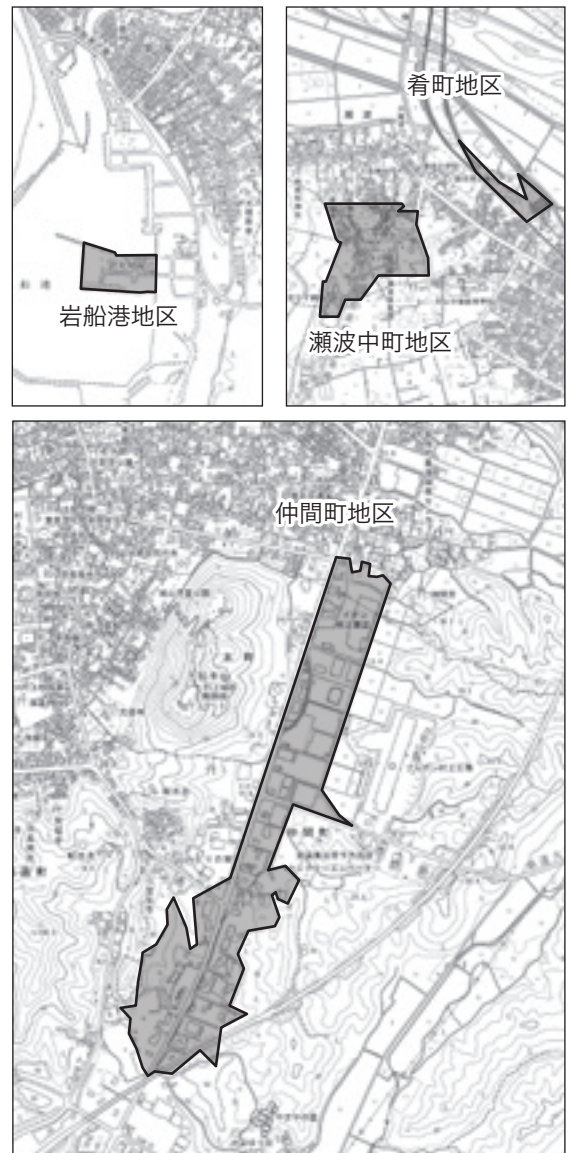
※いずれの会場も午後7時からの開催となります

(※1)都市計画法に基づき、12種類の「土地の使い方」を定めるものです。用途地域に指定されると、建物の建て方のルールが定められます  
(※2)建築基準法第22条に基づいて防火上の最低水準を確保する区域です。不燃材料で造るなど準防火性能を有する構造とする必要があります

## 都市計画用途見直し地域図



## 建築基準法第22条区域の見直し地域図



※都市計画用途地域の変更については、荒川地域を計画しています

※22条区域の見直しについては、村上地域の一部、荒川地域の用途地域内を計画しています

●問い合わせ 都市計画課計画室 ☎53-2111(内線514、515)